

# ドイツ、イギリス、オランダ 調査概要 (2009年6月7日~14日)

---

田近栄治(一橋大学)

辻山栄子(早稲田大学)

水野忠恒(一橋大学)

2009年6月26日

# 目次

---

- 所得税制概観(日本との比較)
- 税額控除制度
- 番号制度
- 金融所得課税
- マイクロ・シミュレーション

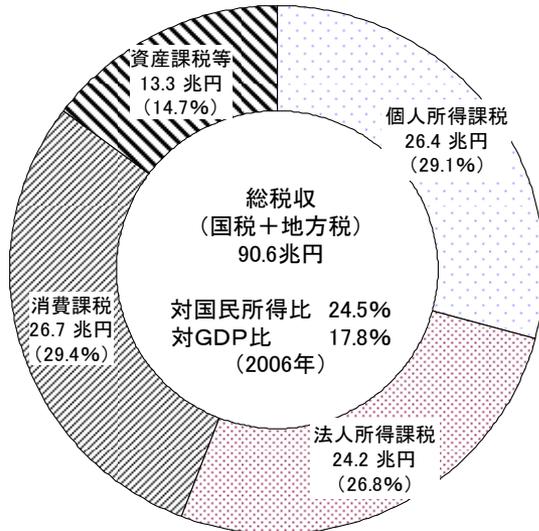
# 所得税制概観（日本との比較）

---

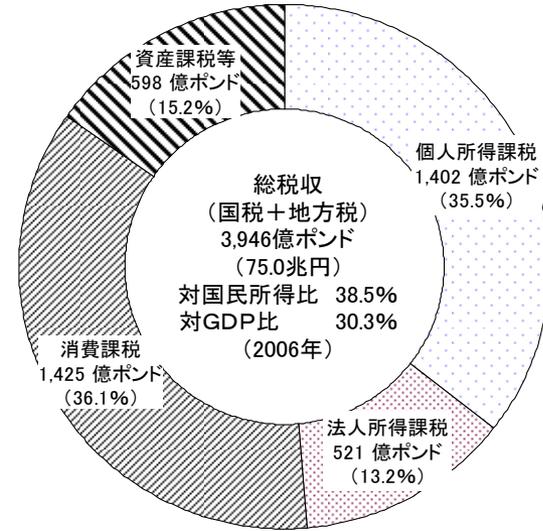
- 税收構成：所得税収の対国民所得・GDP比率および税收全体に占める割合
- 税率構造と実効税率
- 課税最低限
- 課税最低限：高齢者のケース

# 税収構成

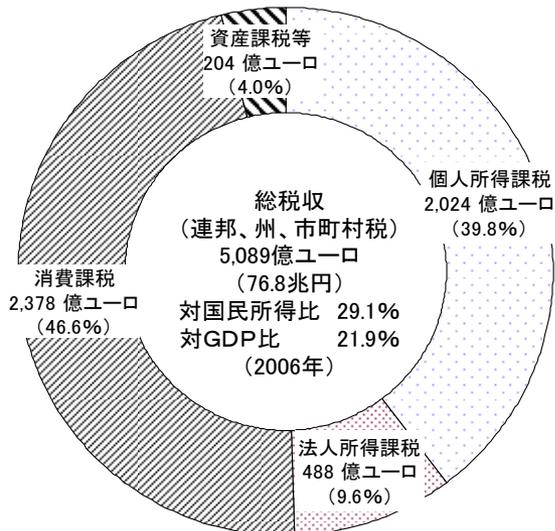
【日】



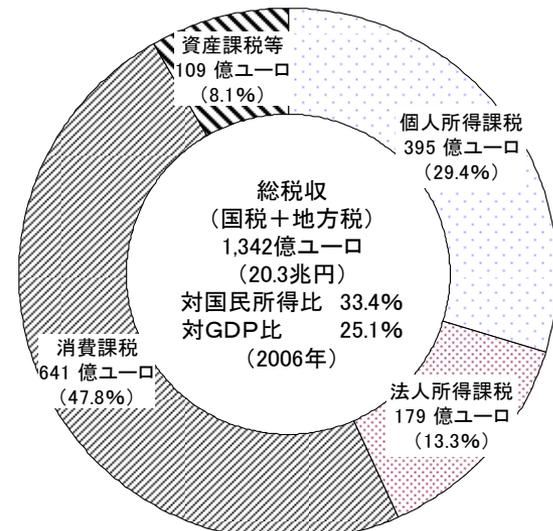
【英】



【独】

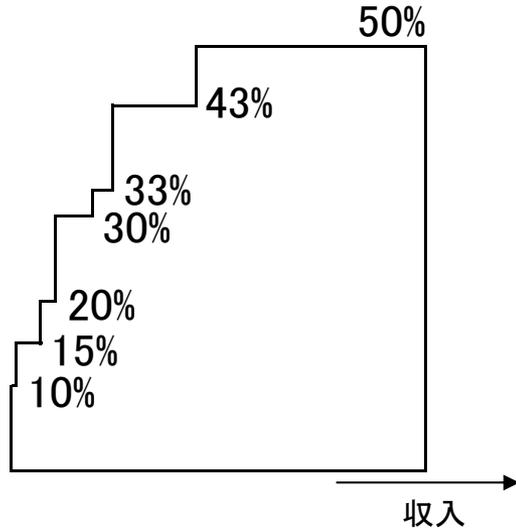


【蘭】

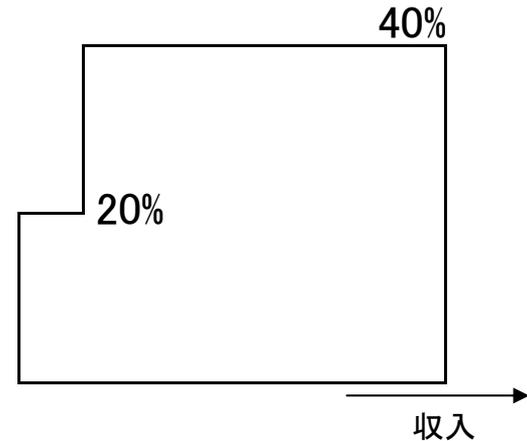


# 個人所得課税の税率構造(イメージ)

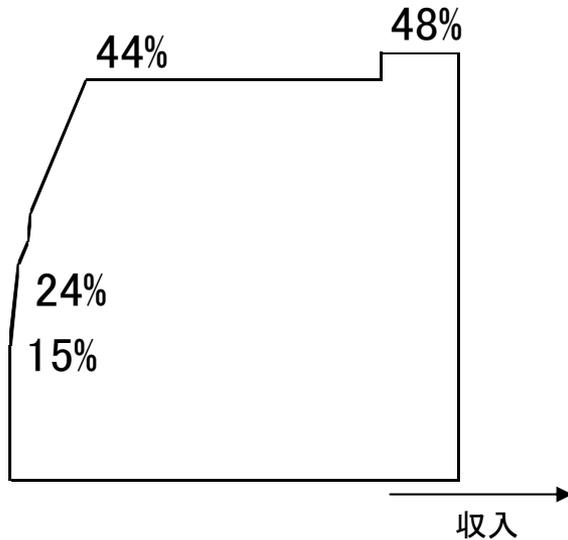
【日】



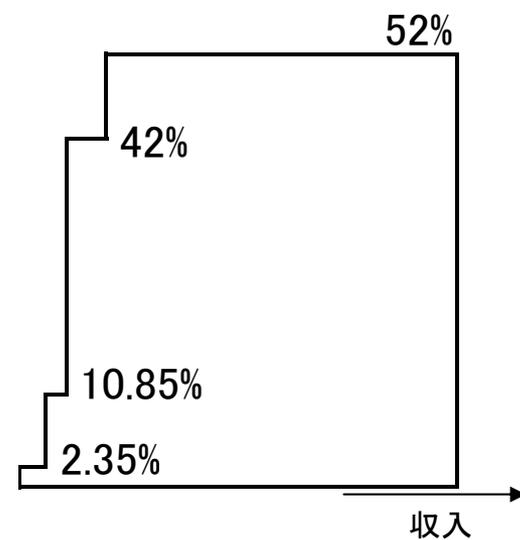
【英】



【独】

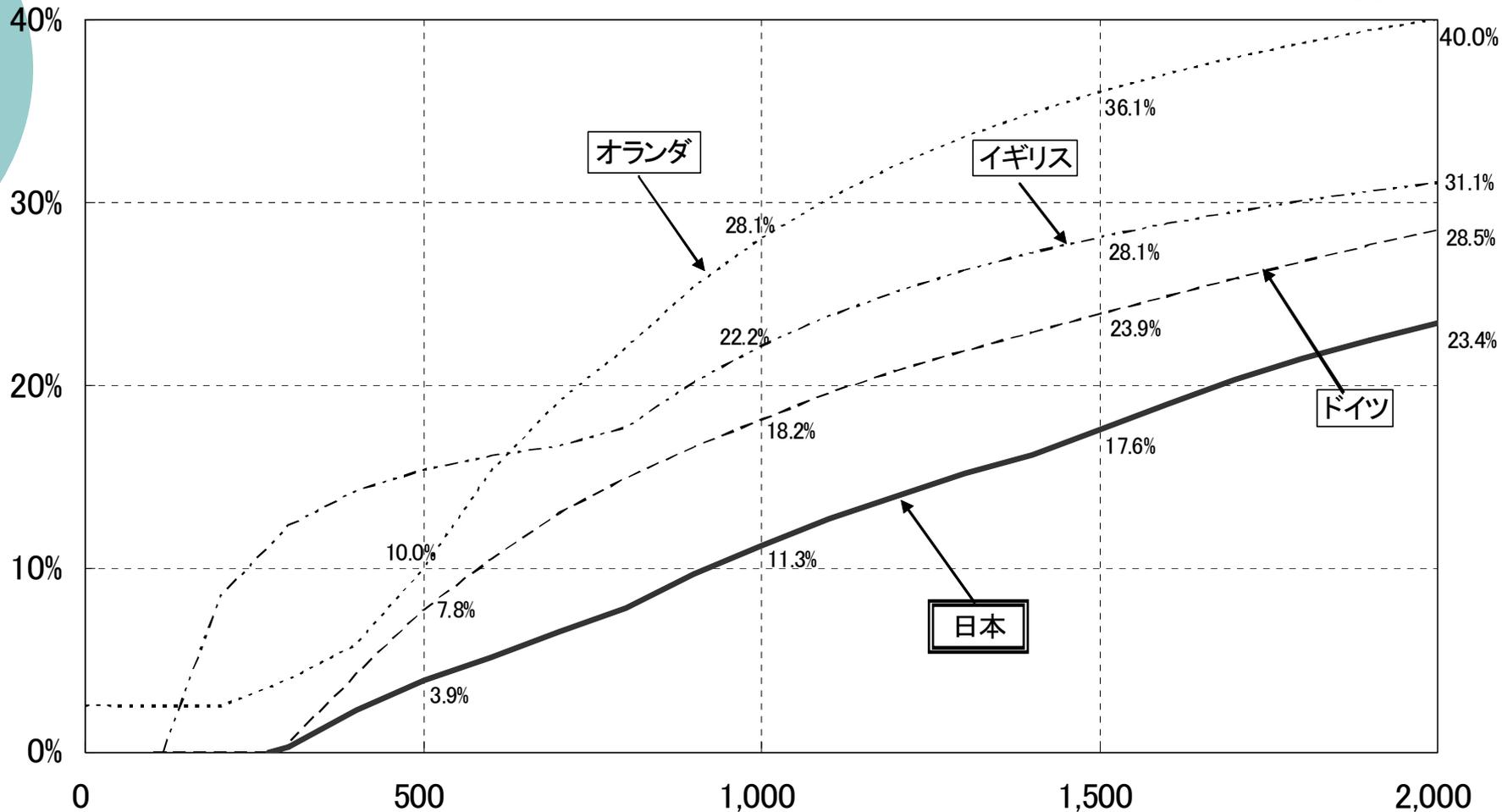


【蘭】



# 実効税率(夫婦子2人)

(2009年1月現在)

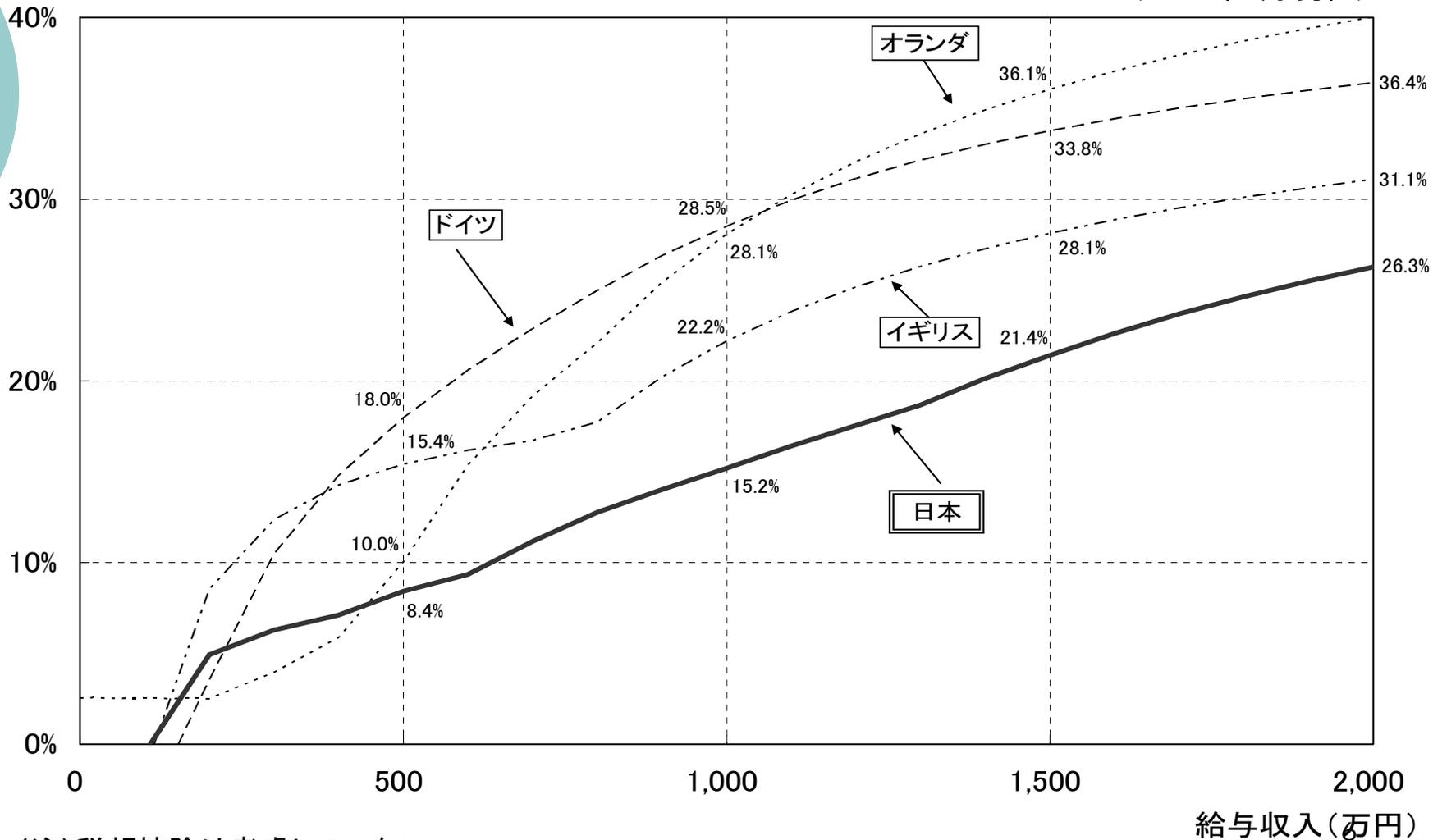


(注) 税額控除は考慮していない。

5  
給与収入(万円)

# 実効税率(単身)

(2009年1月現在)



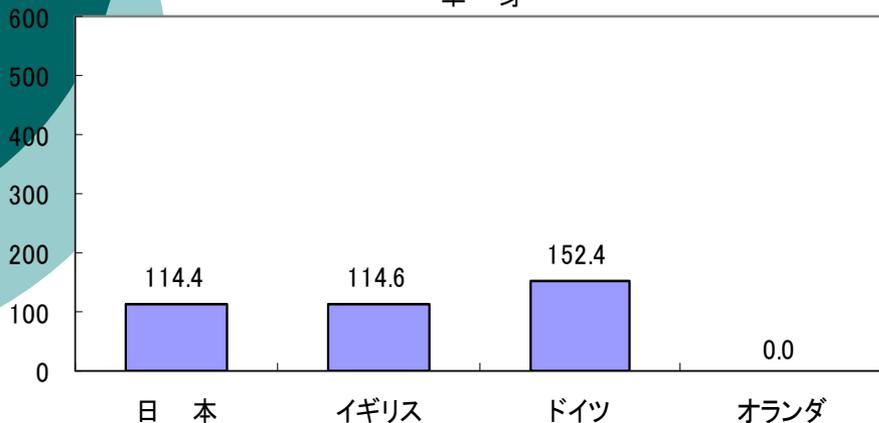
(注) 税額控除は考慮していない。

# 課税最低限

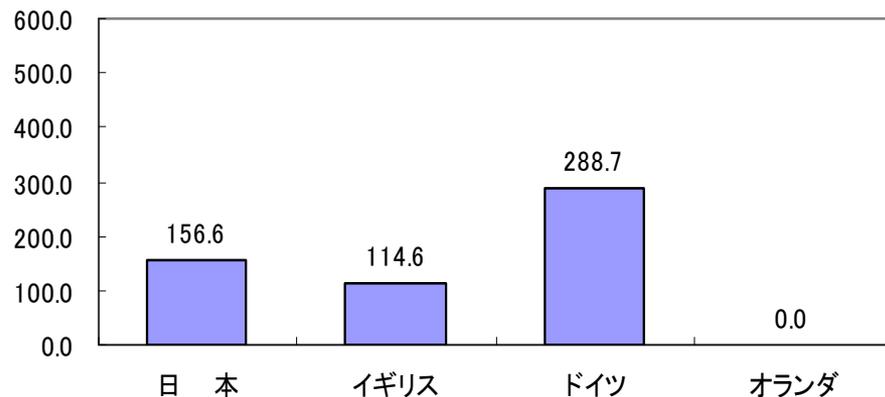
(2009年1月現在)

(単位:万円)

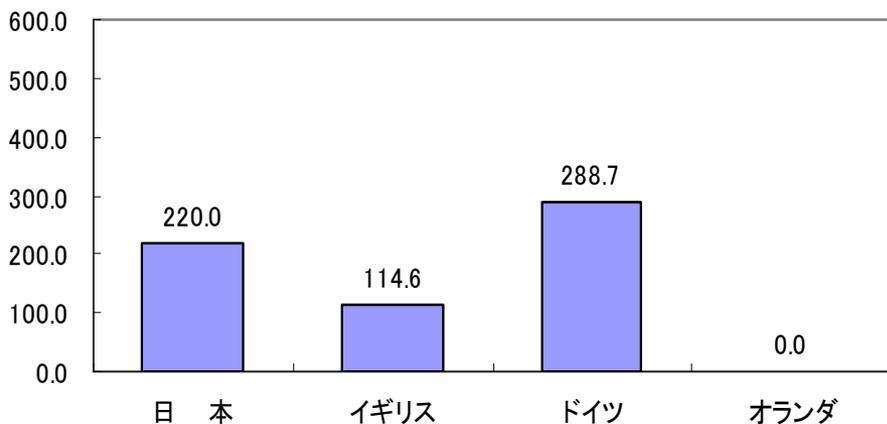
単身



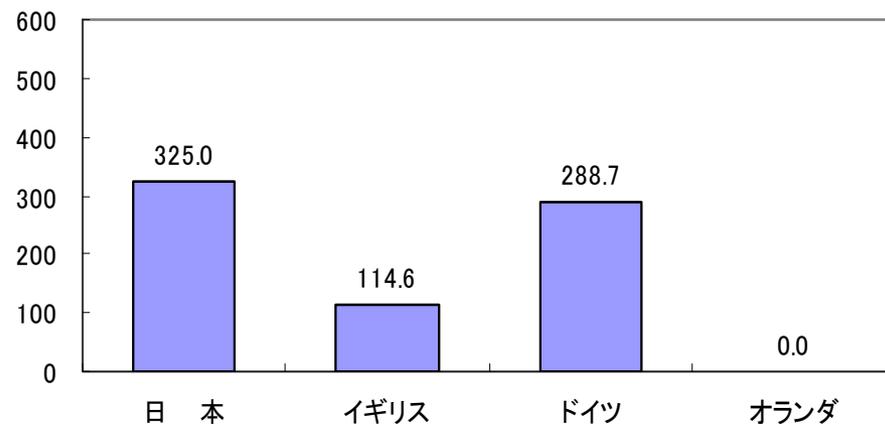
夫婦のみ



夫婦1人



夫婦2人



(注) 税額控除は考慮していない。

## 課税最低限：高齢者のケース

---

- 日本では、夫婦のみ世帯の場合、給与所得者の課税最低限は約157万円。年金受給者は約216万円（専業主婦の年金収入を含めると課税されない世帯収入は約295万円）
- このように日本の制度では、年金の拠出段階では全額が控除され、給付段階にも大きな控除があることが特徴
- オランダにおいては、年金保険料が少ない分だけ、高齢者の負担が軽減されるので、高齢者の税額控除額は減額されている。また、段階的に高齢者の負担を増やす予定である。<sup>8</sup>

# 税額控除制度— 各国それぞれの考え方と対応

---

- ドイツでは、税と社会保険は徴収を含め、峻別されている。税制においては、児童手当が児童控除と選択的に適用されている。
- イギリスでは、歳入当局が税と社会保険料を一体徴収し、労働促進と児童貧困撲滅を目的に税額控除制度を導入している。
- オランダでは、歳入当局が税と社会保険料を一体徴収。所得控除を大幅に縮小し、税額控除により低所得者の負担を軽減している。

# 税額控除(1):ドイツ

---

- 税額を超える控除は原則として行わない(税と社会保障の峻別)
- 連邦憲法裁判所の判決を受けて児童手当と児童控除(所得控除)をともに増額すると同時に、選択制を採用(1996年)
- 具体的な執行については、まず連邦の家族金庫(社会保障給付機関)が児童手当を給付し、州の税務署が児童控除と精算(児童控除の方が有利になる納税者は、児童控除を考慮して計算した税額に児童手当額を加えた金額を納付)

## 税額控除(2): イギリス

---

- 就労促進と児童貧困撲滅に向けた、強い政治主導
- 当初(1999年)、就労支援と育児支援が一体となった制度として導入されたため、執行主体は、スティグマ解消と雇用主を通じた執行(相殺の上給付)の観点から税務当局とされた
- 税額控除については改革を段階的に実施し、2003年に現在の就労税額控除・児童税額控除を導入
  - 就労促進を図って「失業・貧困の罨」をなくし、スティグマの解消を図るため、就労(世帯)税額控除を導入
  - スティグマを更に解消し、利用率の上昇を図るため、現在の児童税額控除を導入
- 執行上2つの問題: ①適時の受給資格認定(給付額の随時変更)と、②(その結果としての)過大給付(及びその回収)
- また、現在は税額控除の全額について給付となっている。そのため、社会保障当局が支給すべきとの議論あり

# 税額控除(2): イギリス(続)

---

13 December 2001

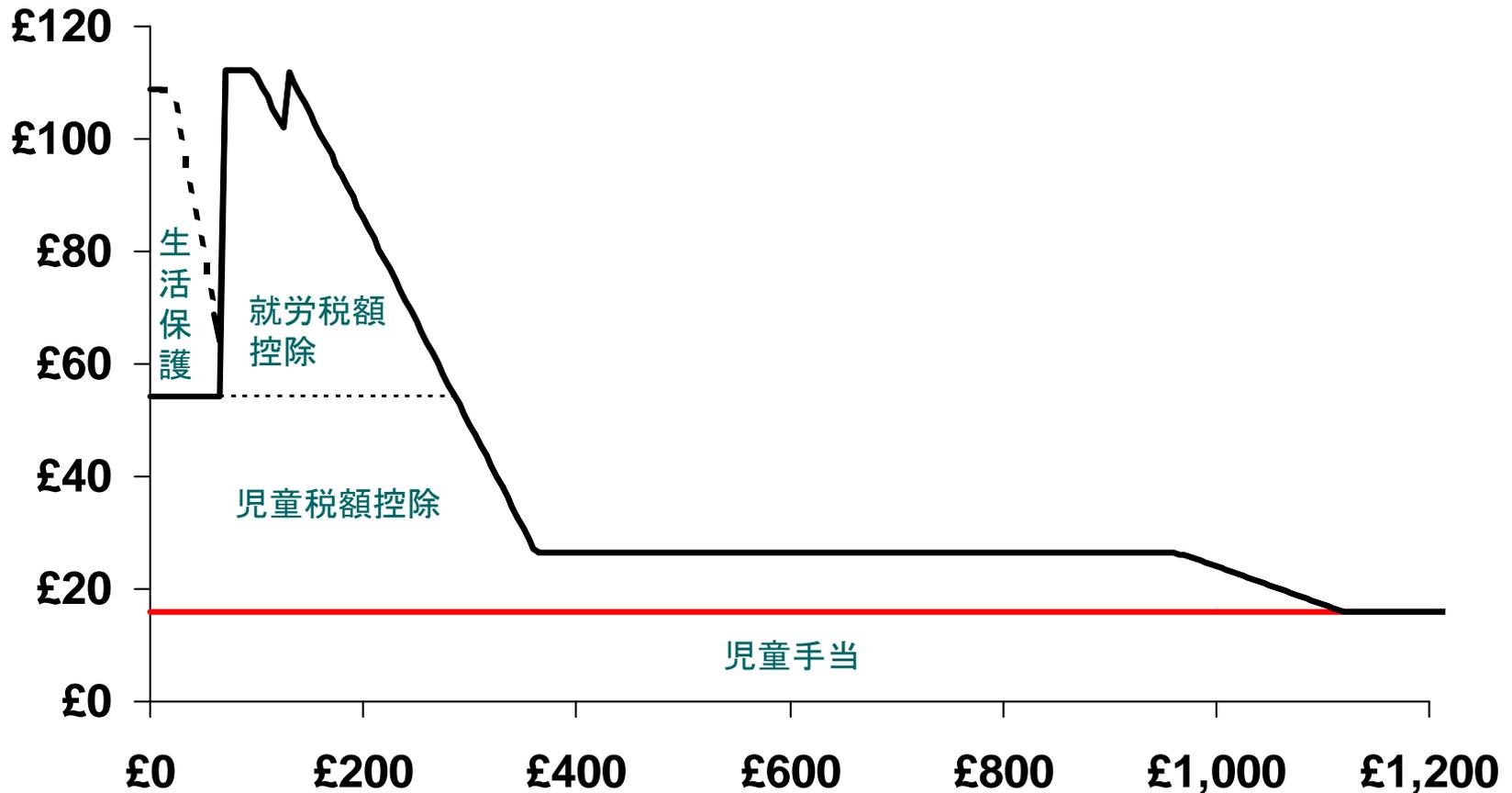
TACKLING CHILD POVERTY: giving every child the best possible start in life

- “Children are not only our single biggest investment in the future – but to tackle child poverty are the best anti-vandalism, anti-crime, anti-delinquency policies we can pursue.
- “And if every child is to have the best start in life, we will need to do more to child poverty.
- “Money matters, but the battle cannot be won by money alone.
- “Today we are setting out measures to **raise family incomes through our new tax credits** with a commitment to improving public services and supporting parenting. We are demonstrating our determination to engage not just Government, but local communities, the voluntary sector and faith groups who must play their part as well.
- “And at the heart of our approach is **integrating payments for child support into a new and seamless system**, where for the first time, all child support is paid to the mother, the best way, according to all the evidence, to tackle child poverty.

– Chancellor of the Exchequer Gordon Brown

# イギリスの税額控除制度等の仕組み

1週当たり給付額



1週当たり収入

## 税額控除(3):オランダ

---

- No tax, No gain (税負担なくして、税額控除なし)
- 税と社会保険料(公的給付部分)の一体徴収を行い、その範囲で税額控除
- この2001年の所得税制改革の背景は、所得控除は高額所得者に有利であるとして税額控除を要求する左派と、最高税率の引下げを要求する右派による連立政権の誕生
- 児童税額控除については、税額の小さい低所得者が利用できないため、(所得制限のない)児童手当を増額すべきだという主張を反映させ、2008年に所得制限付きの児童手当に改組

# 番号制度一

## 適正課税・利便性のための制度基盤

---

- 番号のない国はなく、独・英・蘭ともに「番号」が導入されているが、各国の番号はそれぞれの国情を反映したもの。EU統一基準となるような“the number”はない
- 導入にあたって、納税者をcustomer(顧客)と呼び(英)、番号を市民サービス番号(蘭)と呼ぶなど、工夫がされている
- 蘭では、一段進んだ政府サービスの電子化(E-Government)推進のなかで、市民に利便性ととともに、番号の必要性を訴えた

# 番号制度(1):ドイツ(税務識別番号)

---

- 2003年に税務識別番号を創設、2009年から税務の一部に利用開始
- 長年のプライバシー懸念を克服したのは、
  - ①ITの浸透と国民意識の変化、②課税の公平確保の必要性(番号導入以前は連邦の統一的管理なく市町村毎に課税の基礎となる住民台帳データを管理)、③番号による利便性
- 番号の利用は、法律上、税務に限定

## 番号制度(2): イギリス(国民保険番号・NINO)

---

- 税・保険料ともに歳入関税庁が賦課徴収し、国民保険番号は、給付を行う雇用年金省と共同で管理
- 当初国民保険料の管理用として導入。その後、各種給付の統一番号となり、税務の一部へも拡大。現在、他の行政分野にも拡大中
- まず雇用年金省が児童手当番号を付与(児童手当給付用)し、歳入関税庁が15歳9ヶ月時点で国民保険番号に変更し、カードも発行
- 税務利用の拡大への障害はITシステム。歳入関税庁内のデータ連携が課題

# 番号制度(3):オランダ(市民サービス番号・BSN)

---

- 財務省内部で利用していた個人識別番号からスタート。当初は、プライバシー懸念から、利用を税務に限定(86年)。次いで社会保障に拡大し、「税務・社会保障番号」(SoFi)に(88年)
- BSN(SoFiを利用。名称変更し、利用範囲も拡大)は2000年に内務省が提案、2007年に導入
- 2010年以降、国民の利便性向上・行政効率化のため、あらゆる政府機関において番号を使用する義務
- 財務省から、住所変更等を迅速に把握できる内務省に移管

## 番号制度(3):オランダ(続)

---

- 完全なワン・ストップ化。ひとつの政府機関が入手した個人情報をもとの政府機関において電子的に共有・利用(業務に必要な範囲に限定)することを目指している
- ただし、プライバシー保護の観点から、どの個人情報項目をどの政府機関が保有しているか公表されている。また、国民には、個人情報の利用履歴の閲覧、情報訂正権も認められている
- 民間利用には根拠法が必要。病院・教育においては既に本人確認等に利用、金融機関においても利用予定
- 番号の携行を義務付け。番号専用のカードはなく、運転免許証等に氏名・写真等とともに番号が記載

# 金融所得課税一分離課税の強化

## (1):ドイツ・イギリス

---

### ○【独】金融所得の分離課税化加速

- 利子・配当・株式等譲渡益の資本所得について、比例税率(25% + 連帯付加税)による分離課税を導入。ただし、納税者は総合課税の申告も選択可能。

### ○【英】譲渡益の比例税率化・個人貯蓄の促進

- 利子(10、20、40%)・配当(10、32.5%)は総合課税、譲渡益は比例税率(18%)による分離課税(2008年~)。ただし、譲渡益課税には依然大きな基礎控除(10,100ポンド)あり。
- 個人貯蓄促進の観点から、年間拠出上限7,200ポンドの個人非課税貯蓄口座(ISA)が存在。ISAは、投資促進も意図して「貯蓄型」と「投資型」に二分(貯蓄型は年間拠出上限3,600ポンド)。執行には国民保険番号を活用。

# 金融所得課税一分離課税の強化 (2):オランダ

---

- ボックスタックス～所得の3分類
  - ボックス1: 勤労及び事業、居住用住宅からの所得
  - ボックス2: 株式・出資金の大口所有者の持分所得
  - ボックス3: 資本性資産からの所得
- そのうち、ボックス3については、みなし収益(純資産額の4%)に比例税率(30%)で課税  
⇒純資産額に対する1.2%の富裕税に等しい
- 番号による管理の徹底
  - また、納税者サービスの観点から、当局による「事前記入式申告書」を電子申告利用者に提供(2009～)

# マイクロ・シミュレーション

---

- 【独】税制改正への影響を試算。税務申告書から抽出された個票を用いて、所得階層・年齢階層等グループ毎に分析可能（外部の研究所に依頼）。データベースは不公表。
- 【英】さまざまな研究機関（IFS等）と研究者が財務省とは別に実施。
- 【蘭】税制改正にあたって効果を分析。所得税データから抽出した個票により構築したデータベースは、随時アップデートされ、一般利用が可能。